

「ヒト胚の取扱いの基本的な考え方」の検討状況について

平成16年5月26日
生命倫理専門調査会長 薬師寺泰蔵

1. 検討趣旨

- (1) クローン技術規制法の附則第2条に基づき、「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方」を検討()。
- (2) 併せて人クローン胚等についても、その位置付け及び取扱いの基本的な考え方を示し、ヒト胚の取扱いに関する社会規範の基本的な方向性を定める。

クローン技術規制法附則第2条(検討)

政府は、この法律の施行後3年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(「この法律の施行の日」:平成13年6月6日)

2. 検討経緯

- (1) 平成13年8月より本専門調査会において検討を開始し、これまで27回の審議を実施。
- (2) 昨年12月、意見が相違する論点について両論併記とした中間報告書を取りまとめ、本会議に報告。
- (3) 中間報告書については、昨年末から本年2月末までパブリックコメントにかけて、国民の意見を求めた。またその際、東京と神戸をあわせて2回のシンポジウムを開催し、国民との双方向的対話を実施。
- (4) 本年3月より最終報告書の取りまとめに向けて議論を再開。本日までに6回の審議を行い、最終的な結論を出す前提となる以下の事項について、ヒアリングを実施。

生殖補助医療技術に関する最新の状況

再生医療に関する最新の科学的知見

クローン技術に関する最新の科学的知見

再生医療の研究を求める患者団体の要望

3. 主要な論点（別添「議論の流れ」参照）

（1）ヒト受精胚

ヒト受精胚について、「人の生命の萌芽」であり、「人」になり得る存在であることから、「人の尊厳」という社会的の基本的価値に照らして尊重されるべきであるとし、これを損なう扱いは原則許されないとすることについては、ほぼ意見が一致。

研究利用を目的としたヒト受精胚の作成については、これを一切認めない意見と、生殖補助医療研究等において例外的な容認を認める意見が対立。

（2）人クローン胚

人クローン胚の位置付けについては、ヒト受精胚と全く同等とするかに関し若干の意見の相違があるものの、「人の生命の萌芽」として尊重されるべき存在とみなすことでは、ほぼ意見が一致。

研究利用を目的とした人クローン胚の作成については、現在の作成禁止措置（「モラトリアム」）の継続を求める意見と再生医療に向けた基礎研究のために作成の容認を求める意見が対立。

4. 今後の予定

本年3月以降の最新の知見を確認した上で、各委員の意見の集約を図る。

最終的には、中間報告書を議論のたたき台として一貫した論理に基づく最終報告書を作成する予定。

生命倫理専門調査会をあと数回開催して検討結果を取りまとめ、7月の本会議を目的に、各省に対する意見具申を決定いただく予定。

議論の流れ

別添

〔ヒト受精胚の地位〕

「人の生命の萌芽」
「人」ではないが、「人の尊厳」の理念や価値秩序の維持のために、その尊重が必要

〔研究目的のヒト受精胚の作成〕

原則認められない。(一致)

例外を認めない見解



例外を認める見解

生殖補助医療に限定する見解
難病に関する研究にも認める見解

〔人クローン胚の倫理的地位〕

ヒト受精胚と同等とする見解



ヒト受精胚に準ずるとする見解



ヒト受精胚とは異なるとする見解

ヒト受精胚との間で取扱いに具体的差異をもたらすまでの倫理的差異を認めない見解

〔人クローン胚の作成〕

現時点では認められないとする見解(「モラトリアム」)

ヒト胚を用いる研究には慎重な姿勢で臨むべき。
当分はヒトES細胞と動物クローン胚の研究により、科学的知見の蓄積を図るべき。
国民的理解も必要。



現時点で容認すべきとする見解

再生医療の実現によってもたらされ得る恩恵は極めて大きい。
再生医療への応用には人クローン胚の利用が想定される以上、早期に研究を開始すべき。
研究内容の透明性の確保が必要。